

夫の死亡を知らせるための連絡先を
スマホの中から調べたい!

でもスマホのパスワードが
わからず、スマホを開けない?

自分が死んだ後、家族が困らないように
パソコンやスマホのパスワードを共有
しておくべきだったな～

父さんはネット証券とか
やっていたかな?
暗号資産とか
やってないよね?

デジタル遺品の 探しかた・しまいかた、残しかた + 隠しかた

身内が亡くなったときのスマホ・パソコン・ SNS・ネット証券・暗号資産等への対応や、 デジタル終活がわかる本

弁護士・公認会計士 伊勢田篤史 / ジャーナリスト 古田雄介 著

2021年10月刊 四六判 204頁 定価1,980円(本体1,800円) 978-4-8178-4754-6 商品番号:40888 略号:デジ遺品

- 終活弁護士(日本デジタル終活協会代表理事)とジャーナリスト(デジタル遺品を考える会代表)が、家族が亡くなった際に、いかにして「デジタル遺品を探して、処理すべきか」を中心に解説。
- デジタル遺品の「残しかた」についても、デジタル終活の観点で解説。
- 「本人・遺族等がやるべきこと、タイミング」等がわかる対応フロー図等からはじまり、各論では、デジタル遺品の対象物ごとに「探しかた」「しまいかた(処理のしかた)」「残しかた」の順で解説。
- 多くの方が気にされるであろうデジタル遺品の「隠しかた」についても言及。
- 当事者でも読めるよう、平易にわかりやすく解説。理解促進から相談対応まで幅広く活用できる一冊。

総論 01 相続手続の基本

- 1 相続とは
- 2 相続手続の基本的な流れ

総論 02 デジタル遺品ってなに?

- 1 「デジタル遺品」とは
- 2 デジタル遺品の分類

総論 03 デジタル遺品の相続処理

- 1 デジタル遺品の相続のポイント
- 2 オフラインのデジタル遺品の相続について
- 3 オンラインのデジタル遺品の相続について

各論 01 デジタル機器を持っている場合

- 1 携帯電話・スマホを持っている場合
- 2 パソコンを持っている場合
- 3 タブレットを持っている場合

各論 02 SNSやブログを利用している場合

- 1 Facebookを利用している場合
- 2 Instagramを利用している場合
- 3 Twitterを利用している場合
- 4 LINEを利用している場合
- 5 ブログ、ホームページ等を利用している場合

各論 03 インターネットを利用した事業(副業)をしている場合

- 1 YouTubeをしている場合
- 2 アフィリエイトをしている場合
- 3 フリマアプリ等を活用している場合
- 4 クラウドソーシングで仕事をしている場合
- 5 サブスク等の定額課金サービスを利用している場合

各論 04 投資・資産運用をしている場合

- 1 ネット証券口座を持っている場合
- 2 暗号資産(仮想通貨)を持っている場合


各論 05 キャッシュレス決済サービスやポイントを利用している場合

- 1 キャッシュレス決済サービスを利用している場合
- 2 企業ポイントを所持している場合

特別付録 デジタル遺品の隠しかた

各論 01

デジタル機器を
持っている場合



登場人物の対話形式から始まることで、読みやすく、理解しやすい!

1 携帯電話・スマホの探しかた

スマホ等は肌身離さず持っていることが多く、亡くなる直前まで使っていた端末は、衣類、鞆、自宅の本人の寝室や部屋、病室の私物入れなど、ごく身近なところに置かれていることが


2 携帯電話・スマホのしまいかた

スマホ等には、オフラインのデジタル遺品(データ)が保存されているほか、後述のとおり、オンラインのデジタル遺品を探索手がかりとなるため、中身を確認する必要があります。そのため、以下のような流れで処理するとよいでしょう。

3 携帯電話・スマホの残しかた

通話端末、とりわけスマホが開けない(ロックの解除ができない)と、残された遺族はとて苦勞します。それを避ける最も効果的な方法は、ログインパスワードの共有です。いざというときにパスワードが家族に伝わり、スマホの中身を調べられるように整えておく。それだけで遺族の負担

ロック解除 → 中身の確認 → 処分



費用と報酬についても具体例を提示！
 実例を基にした失敗談や営業ノウハウまで掲載！

事例でわかる / 任意後見の実務

専門職後見人が初めて受任する際の ポイントと書式記載例

司法書士 勝 猛一 著



2021年6月刊 A5判 296頁 定価3,520円(本体3,200円) 978-4-8178-4732-4 商品番号:40868 略号:事任意

- 認知症高齢者が増加する今だからこそ、専門職後見人に求められる知識をこの一冊に。
- 任意後見契約のほか、見守り契約、財産管理等委任契約、死後事務委任契約、民事信託、遺言書作成、ライフプラン作成などの付随業務・補完業務についても、豊富な書式記載例を交えて、詳細に解説。
- 業務管理表、相談時のチェックシート、訪問時報告書など、著者が実際の業務で使用しているオリジナルのひな形、記載例を紹介。
- 親族後見のフォローとしての復代理業務、任意後見監督人への報告業務などについても解説。

【収録内容】

第1編 理論編

- 第1章 任意後見制度
- 第2章 任意後見の契約
- 第3章 任意後見契約の発効
- 第4章 任意後見契約の登記
- 第5章 法定後見との比較
- 第6章 付随業務(補完業務)
- 第7章 任意後見契約にかかる費用と報酬
- 第8章 遺言の実務
- 第9章 任意後見の将来の展望

第2編 事例編

- 第1章 任意後見の実務
- 第2章 任意後見に付随する契約
- 第3章 認知症になったときの目的別での相談
- 第4章 任意後見監督人との関係
- 第5章 民事信託との関係
- 第6章 任意後見契約の終了
- 第7章 業務の管理表など
- 第8章 相談を受けた際の流れ
- 第9章 任意後見業務を始める人の営業

【内容見本】発刊時に変更の場合があります。

4 >> 報酬一覧表

契約名称	契約締結時費用 (初期費用)	判断能力がある時の 定期的費用	後見開始時の 費用	後見開始以降の 定期的費用	死亡時の 費用
見守り契約 (通常は 家族以外)	5万円	月額3,000円～ 1万3,000円	—	—	—
財産管理等 委任契約	5万円 + 公正証書 作成費用	資産額 5,000万円まで 月額3万円～ ※資産額による	—	—	—
任意後見 契約	20万円 (法人が受任 者の場合) 30万円 (家族後見) + 公正証書 作成費用	—	15万円 (監督人選任 の申立費用)	資産額 5,000万円まで 月額3万円～ ※資産額による	—
死後事務 委任契約 (通常は 家族以外)	5万円	—	—	—	～70万円
遺言書作成 と執行 (執行者は、 相続人以 外の第三 者がよい)	12万円 + 公正証書 作成費用	—	—	—	死亡時の 財産額 ～5,000万円 …2% 5,000万円 …1億円 …1.5% 1億円～ …1%
民事信託	50万円 + 財産の0.5%	—	—	—	—

日本加除出版

民法物権法、125年ぶりの大改正 元法務局長らが解説する改正の要点により 手早く・手堅く学べる、実務家必携書！



改正民法・不動産登記法 実務ガイドブック

登記・相続・財産管理・相隣関係規定・共有制度のチェックポイント

安達敏男・吉川樹士・須田啓介・安藤啓一郎 著

2021年9月刊 A5判 344頁 定価3,740円(本体3,400円) 978-4-8178-4751-5 商品番号:40885 略号:改民不

- 「所有者不明土地の対策」を中心とした法改正をはじめ、民法の「相隣関係規定」「共有制度」「財産管理制度」「相続制度」等の改正の要点を、20のチェックポイントで分かりやすく解説。
- 改正法と現行法の変更点がすぐに一覧できるよう「民法(物権、相続関係)(抄)・不動産登記法(抄)・非訟事件手続法(抄)・家事事件手続法(抄)」の条文、及び新法律「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の条文、附帯決議を巻末付録として収録。

第1 民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)の改正概要

- Check1 民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)の改正点
- 第2 相続等に関する不動産登記法等の見直し
 - Check2 相続登記等の義務化等
 - Check3 相続登記等の簡略化
 - Check4 権利能力を有しないこととなったと認めるべき所有権の登記名義人についての符号の表示
 - Check5 氏名・住所等の変更登記の申請義務及び所有者の登記名義人の死亡情報や氏名、住所等の変更情報の入手方法
 - Check6 登記義務者の所在が知れない場合における登記手続の簡略化
 - Check7 その他の見直し事項1(所有権の登記事項の追加の見直し)
 - Check8 その他の見直し事項2(付属書類の閲覧制度の見直し等)

第3 相続等に関する民法の見直し

- Check9 相続財産等の管理
- Check10 相続財産の清算
- Check11 遺産分割に関する見直し

第4 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(相続土地国庫帰属法)

- Check12 相続土地国庫帰属法の概要

第5 相隣関係に関する民法の見直し

- Check13 隣地使用権
- Check14 電気・ガス等の継続的給付を受けるための設備設置権及び設備使用権(ライフラインの設備設置権等)
- Check15 竹木の枝の切除等

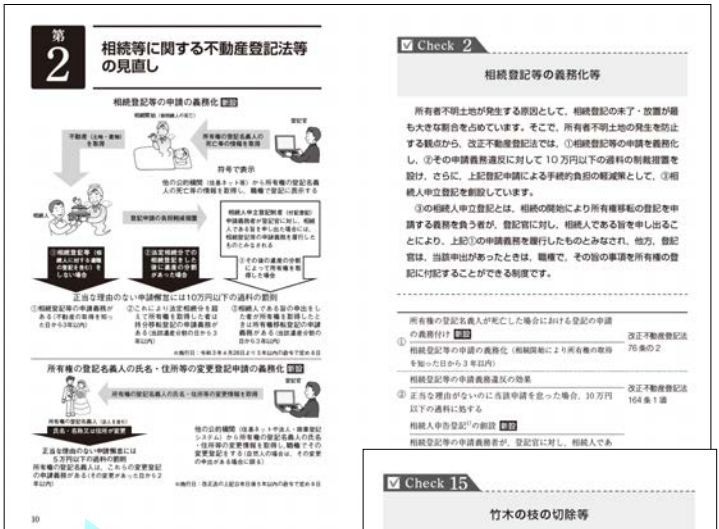
第6 共有等に関する民法の見直し

- Check16 共有物を使用する共有者との関係等、共有物の変更行為、共有物の管理、共有物の管理者等
- Check17 裁判による共有物分割、相続財産に属する共有物の分割の特則、相続財産についての共有に関する規定の適用関係
- Check18 所在等不明共有者の持分の取得制度・譲渡制度の創設

第7 財産管理制度に関する民法の見直し(所有者不明土地管理命令、管理不全土地管理命令等)

- Check19 所有者不明土地管理命令・所有者不明建物管理命令
- Check20 管理不全土地管理命令・管理不全建物管理命令

巻末資料



**図表を多用して
初心者でも
分かりやすい！**

**①改正ポイントの要点→②関係条文→③解説
の流れで改正の勘所をおさえる！**

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 (営業部) www.kajo.co.jp
ツイッターID: @nihonkajo

東京都下水道局訟務員を務める弁護士が実務を踏まえて解説！
事業の全体像の理解や直面する問題の解決に繋がる全211問！



QA 自治体の 下水道に関する法律実務

関係法律、公共下水道事業・整備、
工事請負契約、近隣対応

本多教義 著

2021年7月刊 A5判 280頁 定価3,520円(本体3,200円) 978-4-8178-4741-6 商品番号：40879 略号：Q下水

著者紹介	弁護士(銀座プライム法律事務所)	「(加除式図書)自治体法務サポート 行政訴訟の実務」 (共著、第一法規)
	1985年 早稲田大学政治経済学部政治学科卒業 東京都入都	「(加除式図書)自治体職員のための事例解説 債権 管理・回収の手引き」 (共著、第一法規)
	2003年 司法修習生	「自治体が原告となる訴訟の手引き 財産管理・契 約編」 (共著、日本加除出版、2020)
	2009年 東京都退職、弁護士登録 2011年～ 東京都下水道局訟務員	

- 公共下水道事業を中心とした下水道事業について、法的観点から、Q&Aでその内容を解説するとともに、実務上生ずる問題点を説明。
- 下水道の成り立ち、関係法律、契約から管理問題、近隣対応など幅広く収録。
- 関係する裁判例も随所に掲載。訴訟リスクの検討にも有用。

【主な収録内容】	
第1章 下水道の概要	第6章 下水道工事に伴う近隣への対応
第1 水道・下水道の成り立ち	第1 影響
第2 下水道の役割	第2 法的責任
第3 公共下水道等	第7章 下水道施設の管理に伴う問題
第4 下水道と似て非なるもの	第1 下水
第2章 下水道法に関する法律	第2 排水設備
第1 環境基本法	第3 下水道施設の損傷
第2 都市計画法	第4 第三者に対する損害
第3章 公共下水道事業	第5 下水道施設の敷地上部の管理
第1 制度	第6 敷地の境界
第2 会計	第7 購入した土地の土壤汚染
第3 出納	第8 普通財産の貸し付け、売却
第4 利用関係	参考資料、裁判例一覧、事項索引
第5 排水の規制	
第4章 公共下水道の整備	
第1 流域別下水道整備総合計画	
第2 事業計画	
第3 公共下水道の整備	
第4 ゲリラ豪雨対策	
第5 公共下水道管と排水設備の管理責任	
第5章 工事請負契約	
第1 工事請負契約の締結手続	
第2 工事請負契約の内容	
第3 契約上生じやすい問題	

【Q&A抜粋】

- Q: 下水道法における「下水」とは何か。
- Q: 下水道からの放流水に関する規制基準にはどのようなものがあるか。
- Q: 下水道受益者負担金を滞納した場合の徴収手続はどのようなものか。
- Q: 公共下水道が供用開始された場合、排水設備の設置の他にどのような対応を求められるか。
- Q: 公共下水道に排出される汚水については、どのような目的からどのような規制がなされているか。
- Q: 水道料金と下水道料金は、一般に併せて徴収されているが、具体的にはどのような手続、根拠に基づいて徴収されているのか。
- Q: 給水停止期間中であっても、下水道料金を徴収できるか。
- Q: 「浸水被害対策区域」の指定とはどのようなものか。
- Q: ゲリラ豪雨でマンホールがあふれ、付近の店舗、住宅が浸水し、被害を被った。公共下水道管理者は、損害を被った者に対し、損害賠償責任を負うか。
- Q: 排水設備の隙間へ街路樹の根が侵入し、排水設備が壊れた場合、排水設備の設置者は、街路樹の管理者に損害賠償を請求できるか。
- Q: 受託業者が工事の途中で破産手続開始決定となったとの連絡がきた。どのように対応したらよいか。
- Q: 建物建築により湧水が継続的に出るようになった。この湧水は汚水か。
- Q: 歩道上の人孔(マンホール)の蓋に歩行者がつまづいて負傷した場合、どのような責任が生じるか。
- Q: 下水道管が埋設された地方公共団体の土地の上部を第三者に使用させる場合にどのような手続によりなされているか。
- Q: 売却した土地に土壤汚染やガラがあった場合、責任が生じるか。

日本加除出版

ツイッターID: @nihonkajo

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 TEL:03-3953-5642 FAX:03-3953-2061 営業部) www.kajo.co.jp

企業のコンプライアンスが求められている今、法的観点から切り込んだ担当者必携の一冊！

Q&A

デジタルマーケティングの法律実務

押さえておくべき先端分野の留意点とリスク対策

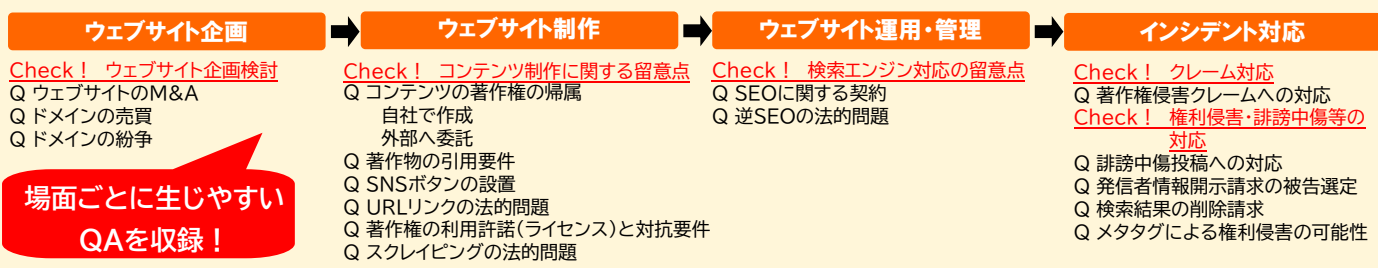
弁護士 北川祥一 著

2021年4月刊 A5判 312頁 定価3,740円(本体3,400円)978-4-8178-4724-9 商品番号:40861 略号:デジマ

- 各業務フローから関連するQ&Aがすぐにわかる、画期的な一冊。
- 令和2年改正個人情報保護法・著作権法等の最新の動向にも対応。

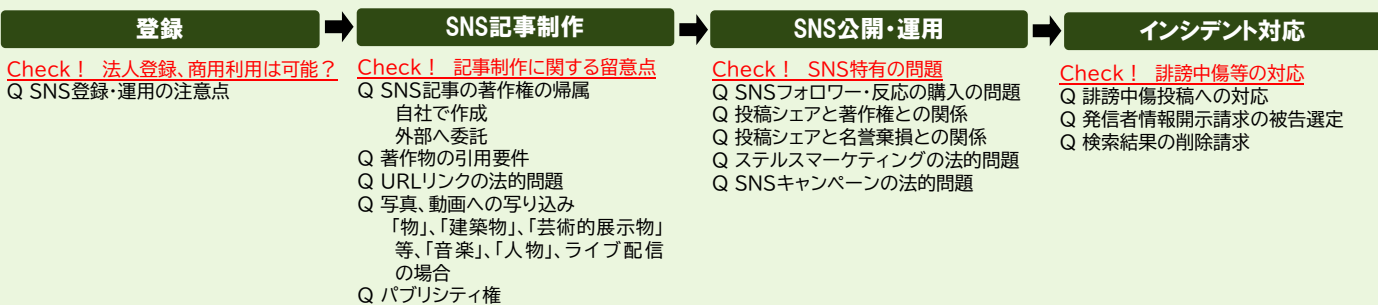
<業務フロー>

ウェブサイト制作・運用

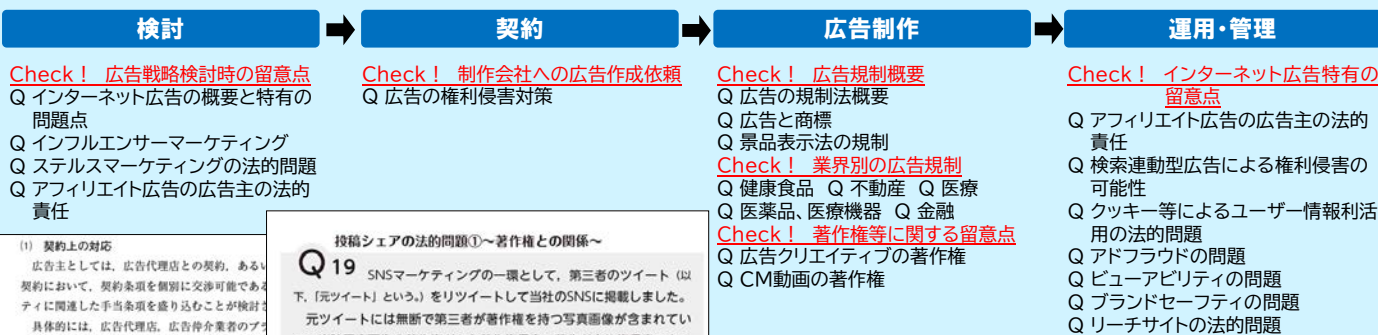


場面ごとに生じやすい
QAを収録!

SNSマーケティング(自社SNS記事制作、運用)



インターネット広告等



etc.

投稿シェアの法的問題①～著作権との関係～

Q 19 SNSマーケティングの一端として、第三者のツイート(以下、「元ツイート」という。)をリツイートして当社のSNSに掲載しました。元ツイートには無断で第三者が著作権を持つ写真画像が含まれていて、当該写真画像の著作権者から著作権侵害、著作人格権侵害である旨の指摘がありました。リツイートしただけの当社について、法的責任が発生する可能性がありますでしょうか?

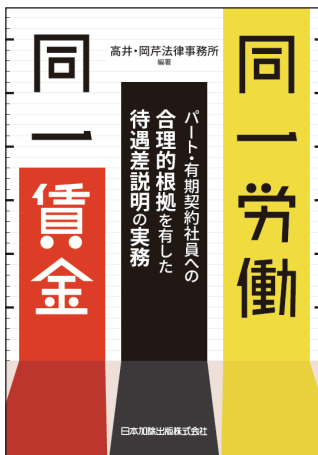
A 場合により著作人格権の侵害と認定されるおそれがあります。特に元ツイートにおける写真等の著作物について、無断転載であることが明らかなる場合はもちろんのこと、創作者・著作権者が不明な場合などについて

(1) 契約上の対応
広告主としては、広告代理店との契約、あるいは契約において、契約条項を個別に交渉可能である。具体的には、広告代理店、広告仲介業者のアプリの監視・情報開示義務、ブランドイメージ毀損責任と損害賠償義務等について規定を行うと良い。

【条項例】 甲：広告主、乙：広告代理店、広告仲介業者
「ブランドセーフティ」
第〇条
1 乙は、甲のブランドイメージ・企業イメージに、違法、著作権侵害(リーチサイト等)。

1) ForbesJAPAN「世界最大級の広告代理店が著作権」(テクノロジー 2017/03/21 16:30)との記事
https://forbesjapan.com/articles/detail/15613?cid=120214

待遇差に関する説明を求められた時に備えて、今、確認と見直しを！
 企業法務に携わる実務家、企業の総務・法務担当者必読！



同一労働同一賃金

パート・有期契約社員への合理的根拠を有した待遇差説明の実務

高井・岡芹法律事務所 編著

2021年6月刊 A5判 336頁 定価3,960円(本体3,600円) 978-4-8178-4735-5 商品番号:40876 略号:待遇差

- 類書では記述が薄い「説明実務」に焦点を当てた書。
- 正社員と非正規社員間の待遇差について、使用者側がいかに対応すべきか（見直しが必要な場合はその対処法を、合理的と判断される説明が可能な場合には説明方法・理論構成の方法を）具体的な例を挙げて示す。
- 制度編では、制度の概要や関連法令とともに、2020年10月に発表された最高裁判決や実務上の指針となる重要判例について、判断のポイントを丁寧に解説。
- 実務編では、賃金や休暇等の項目ごとに、ガイドライン・裁判例を根拠として示しながら、待遇差の説明方法を解説。

第1編 制度

- 第1章 同一労働同一賃金制度の概要
- 第2章 重要法令解説
- 第3章 重要判例解説

第2編 実務総論

- 第1章 パート・有期法14条に基づく待遇説明のための準備
- 第2章 職務・人材活用の実態の分析
- 第3章 賃金制度等の検証

第3編 実務一賃金制度と待遇差に関する合理的説明の実務

- 第1章 はじめに
- 第2章 基本給
- 第3章 賞与
- 第4章 退職金
- 第5章 役職手当(資格手当)
- 第6章 作業手当
- 第7章 特殊勤務手当
- 第8章 精皆勤手当
- 第9章 時間外労働・深夜労働・休日労働手当
- 第10章 通勤手当
- 第11章 食事手当
- 第12章 無事故手当
- 第13章 住宅手当
- 第14章 家族手当・扶養手当
- 第15章 地域手当
- 第16章 物価手当
- 第17章 休職
- 第18章 法定外休暇
- 第19章 私傷病欠勤
- 第20章 医療費補助・祝金

※内容が変更となる場合がございます。

第3章 賞与

第1 はじめに

賞与とは、一般的には、月例賃金とは別に、会社業績、部門業績、個人業績などを査定した上で、一時金として支給されるものと解されています。行政解釈では、賞与は「定期又は臨時に、原則として労働者の勤務成績」

第3 ガイドラインにおける賞与の待遇差に関する見解

1 ガイドラインの賞与の待遇差に関する原則的な考え方
 賞与に関する待遇差について説明を行うためには、賞与に関する待遇差の不合理性に関する考え方をしておく必要があるところ、ガイドラインにお

■説明例

《説明書モデル様式(記載例)による賞与の記載例》

- 待遇の目的
賞与は、月例賃金とは別に支給される一時金であり、労務の対価の後払い、功労報償、生活費の補助、労働者の意欲向上等といった多様な趣旨を含み得るものとして支給しています。
- 正社員との待遇差の違いの有無
あります。
- 正社員との待遇差の違いの内容
【正社員】
基本給の5か月分賞与を支給しています。
【嘱託乗務員】
賞与は支給していません。
- 待遇の違いの差理由
前記のとおり、賞与は多様な趣旨を含み得るものであるところ、嘱託乗務員は、定年退職後に再雇用された者であり、定年退職に当たり退職金の支給を受けるほか、老齢厚生年金の支給を受けることが予定され、その報酬比率部分の支給が開始されるまでの間は会社から退職金の支給を受けることも予定されていること、嘱託乗務員の賞金(年取)は定年退職前の4%程度とすることが想定されており、嘱託乗務員の賞金体系は、嘱託乗務員の取入の安定に配慮しながら、労務の成果が賞金に反映されやすくなるように工夫した内容になっていることなどから、嘱託乗務員に賞

2 大阪医科薬科大学事件(最判令和2・原審大阪高判平成31・2・15労判1199)

《事案の趣旨》
上記事件は、通常の労働者(正職員)と有期雇用者(嘱託乗務員)との待遇差について、待遇差を一部不合理と判断したことで著名な裁判例ですが、基本給については、最高裁でもこれを是認しています。

《待遇差の内容》
【通常の労働者(正職員)】
月給制
【有期雇用労働者(アルバイト職員)】
時給制、1か月20日又は22日、フルタイム(1日4時間)月給賃金は約15~16万円程度、採用時期が近接する約同程度

《結論》
不合理ではない(○)

《理由》
・アルバイト職員への時給制、正職員への月給制は、般に受け入れられているものである。アルバイトに採用していることは不合理とはいえないこと。
・正職員は、法人全体のあらゆる業務に携わっており、法人全体に影響を及ぼすような重要な職務も果たした。あらゆる影響への負荷の可能性があるため、一定の労働成果や業務が大半であり、配属転

図表3:メトロコマース事件まとめ

争点	第1審	原審	最高裁
比較対象	正社員一般	先店業務に従事している正社員	左同
本給	不合理でない ・職務の内容・変更範囲に大きな相違がある。 ・正社員には長期雇用を前提とした年功的な賃金制度を設け、短期雇用を前提とする有期契約労働者にはこれと異なる賃金体系を設けるという制度設計には、企業の人事施策上の判断として一定の合理性が認められる。	不合理でない ・職務の内容・変更範囲に相違がある。 ・契約社員Bには、正社員と異なり、通勤手当及び早番手当が支給されている。 ・賞金の相違については、各店用制度を利用することによって解消することはできる。 ・先店業務に従事している正社員については、その勤務実績や関連会社再雇の経緯から、一方的に賃金水準を切り下げたりすることはできず、勤務条件についての労務交渉も行った。	—
資格手当又は成果手当	不合理でない ※同上	不合理でない ・契約社員Bはその従事する業務の内容に照らして正社員と同様の資格を設けることが困難。	—

いま抱える悩みに！ これからの対策に！ リモート下で企業が悩む対応、対策を幅広く収録



Q & A

リモート新時代の法律実務

労働問題、契約、セキュリティ・個人情報、 株主総会・取締役会等の運営、紛争解決、 知的財産・エンターテインメント

弁護士 足木良太・安藤尚徳・上沼紫野・柴山将一・田島正広・牧山嘉道 編著

2021年8月刊 A5判 304頁 定価3,520円(本体3,200円) 978-4-8178-4725-6 商品番号:40873 略号:リモート

- 変わっていくリモートでの働き方、業務、生活環境での様々な疑問や悩みに応える Q&Aを収録。
- 法律事務所やインハウス(企業内)において第一線で活躍する弁護士が集まり、自身が感じている問題意識を背景に、様々な角度から問題点と解決策を執筆。

[収録内容]

第1章 労働問題

- 1 リモートワーク(テレワーク)の種類
- 2 リモートワーク導入のメリットとデメリット
- 3 リモートワーク導入のプロセス
- 4 リモートワークと労働契約・就業規則
- 5 リファラル採用
- 6 副業・兼業
- 7 雇用類似の契約関係(「非雇用型」の契約関係)
- 8 リモートワークにおける労働時間の管理①
- 9 リモートワークにおける労働時間の管理②
- 10 休憩、中抜けの問題
- 11 残業代(割増賃金)、年次有給休暇
- 12 ワークーションとは
- 13 ワークーションにおける労務管理
- 14 リモートワーク導入のための費用について
- 15 リモートワークのためのシステムやツール等の環境整備
- 16 業務評価(人事評価)
- 17 従業員の監視
- 18 労働安全衛生(健康保持)
- 19 労働安全衛生(労災)
- 20 ハラスメント
- 21 Web会議利用における情報管理

第2章 契約

- 1 電子契約とは
- 2 電子署名の特徴と導入のポイント
- 3 電子署名後の契約書の保管方法

4 サブスクリプション・サービス

第3章 セキュリティ・個人情報

- 1 感染症と個人情報
- 2 個人デバイスの業務利用
- 3 取得済み位置情報の別目的での利用
- 4 海外クラウドの利用と個人情報
- 5 個人情報の漏えい
- 6 リモートワークの情報管理

第4章 株主総会・取締役会等の運営

- 1 バーチャル株主総会とは
- 2 バーチャル株主総会のメリットと留意点
- 3 ハイブリッド出席型バーチャル株主総会開催に際する準備事項
- 4 ハイブリッド参加型バーチャル株主総会の準備事項
- 5 ハイブリッド出席型バーチャル株主総会にバーチャル出席した株主の取扱い
- 6 ハイブリッド参加型バーチャル株主総会におけるコメント等の取扱い
- 7 ハイブリッド型バーチャル株主総会における会社法上必要な手続
- 8 ハイブリッド型バーチャル株主総会を開催した場合の株主総会議事録の記載
- 9 株主総会の決議・報告の省略と議事録の記載
- 10 リモート方式による取締役会決議の可否
- 11 リモート方式での出席者がいる場合等における取締役会議事録

12 取締役会決議等の省略

- 13 書面決議等における取締役会議事録
- 14 リモート時代の監査役会、監査等委員会、指名委員会等
- 15 リモート時代の一般社団法人・一般財団法人の運営

第5章 紛争解決—裁判, ODR, 仲裁

- 1 裁判手続IT化への歩み
- 2 裁判手続IT化のスケジュール
- 3 裁判手続IT化(オンライン申立て等について)
- 4 裁判手続IT化(送達について)
- 5 裁判手続IT化(口頭弁論, 争点整理手続, 和解等)
- 6 ODR
- 7 仲裁による紛争解決

第6章 知的財産・エンターテインメント

- 1 インターネットによるコンテンツの配信
- 2 リモート制作による音楽や映像の編集と著作権
- 3 ライブ配信
- 4 遠隔授業と著作権
- 5 感染症とイベントの中止(1)
- 6 感染症とイベントの中止(2)
- 7 感染症とイベント主催者の責任
- 8 図書館と著作権
- 9 美術・写真の作品の配信と著作権
- 10 ウェブ会議と著作権
- 11 リモートワークと知財管理

[抜粋Q]

Q: リモートワーク導入のメリットとデメリットにはどのようなものがありますか。

Q: リモートワークを導入して、従業員との関係について考え直してみたところ、「雇用」のスタイルである必要はないと感じています。今後は、業務委託等といった形に移行していきたいと考えていますが、問題ないでしょうか。

Q: ワークーションを導入する際に使用者が注意すべき労務管理上のポイントは何でしょうか。

Q: 新型コロナウイルス感染症に関する個人情報の取得や提供については、どのような点に留意することが必要ですか。

Q: リモートワーク用にクラウドサービスの利用を検討していますが、外国事業者のクラウドサービスを利用する場合、個人情報の取扱いについてどのような点に注意すべきでしょうか。

Q: 改正著作権法により、遠隔授業における著作権の取扱いはどうになりましたか。

Q: 在宅勤務者を参加者とするウェブ会議にて、第三者の著作物を利用する場合、どのような点に注意すればよいでしょうか。